

令和 5 年 2 月 8 日

**（仮称）野辺地風力発電事業更新計画環境影響評価方法書
に対する環境の保全の見地からの知事意見**

- 1 本事業はリブレース事業であるため、「風力発電所のリブレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」（令和 2 年 4 月、環境省）に基づき、既設の風力発電所による環境影響を十分に把握した上で、事業の実施による環境影響を適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 2 工事用資材等の搬出入に伴う騒音、振動及び主要な人と自然との触れ合いの活動の場の影響予測について、撤去した風力発電設備の搬出先によっては、工事関係車両の走行に伴う騒音、振動による生活環境への影響や人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境に影響を及ぼすおそれがあるため、予測対象時期については、撤去工事に係る工事関係車両の搬出入も含めて交通量が最大となる時期とすること。
- 3 対象事業実施区域は、ヒバリ平鳥獣保護区内に位置し、その周辺には生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）が存在している。風力発電設備の設置及びそれに伴う樹木の伐採や土地の改変により、動物の生息環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、本事業が既設設備の更新ではあるものの、事業計画の具体的な検討に当たっては、樹木の伐採や土地の改変が極力少なくなるように計画すること。また、動物に係る調査及び予測の結果、これらの生息環境に重大な影響が予測される場合には、風力発電設備の規模、配置等の見直しを含めた環境保全措置を検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 4 バットストライク及びバードストライク調査について、既設の風力発電設備におけるバットストライク及びバードストライクの実態を把握し、複数の専門家から意見聴取した上で、実効性のある調査を検討すること。また、これらの調査について、落下した死骸はスカベンジャーによる持ち去りにより消失するおそれがあるため、持ち去りの影響を受けにくい時間帯に実施するなど、適切な調査手法を検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 5 対象事業実施区域及びその周辺において、ノスリ等の渡り経路が確認されているほか、チュウヒ、オジロワシ等の希少猛禽類が生息している可能性がある。
これらの鳥類に対する重大な影響を回避又は低減するため、複数の専門家から生

態特性を聴取した上で、適切な手法により、調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。また、調査及び予測の結果、これらの鳥類の渡りや生息環境に重大な影響が予測される場合には、渡りの時期における施設の稼働制限や風力発電設備の規模、配置等の見直しを含めた環境保全措置を検討すること。

6 両生類や昆虫類の春季の調査時期について、本県の梅雨明け時期が遅いことを考慮して、5～6月に設定すること。

7 魚類及び底生動物調査地点について、通し回遊魚について調査するため、W1、W4、W5の下流にもそれぞれ調査地点を設定すること。また、魚類の調査時期について、遡河回遊魚であるニホンイトヨやシロウオなどの絶滅危惧種を調査するため、5月を追加すること。

8 対象事業実施区域及びその周辺には、土砂流出防備保安林、飛砂防備保安林、防風保安林が存在し、これら保安林は水源の涵養や土砂の流出防備等の公益目的を達成するため、特に重要な森林を指定しているものであることから、事業計画の具体的な検討に当たっては、保安林を除外すること。

また、保安林が当該設備に隣接している場合や資材の運搬ルート沿いに存在する場合にも、尾根筋、風衝地等での樹林の伐採や地形の改変等により保安林の機能低下を招かないよう配慮すること。

9 対象事業実施区域には、植生自然度が7、9及び10と高い地域が存在しており、特に植生自然度が10の地域は水域に集中しているため、当該水域に濁水等の影響が及ばないように工事計画を検討するとともに、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、これら植生自然度が高い地域を避けること。

10 対象事業実施区域内の湖沼には、既存の植生調査からは得られていない学術的に重要な水生植物が分布している可能性があることから、陸生植物だけでなく、当該湖沼に生育する水生植物への影響を回避又は極力低減すること。

11 対象事業実施区域周辺には、青森県景観条例に基づきふるさと眺望点に指定されている鷹架野鳥の里森林公園、愛宕公園展望台等の主要な眺望点や住居等の日常的な視点場が存在している。

これらの主要な眺望点等からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、十分な現地調査により、眺望点等からの景観の特性等を把握した上でフォト

モニタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野等を考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、景観への影響を回避又は極力低減するため、風力発電設備の規模、配置等を検討し、主要な眺望点等から最大限離隔距離をとるなどの措置を講ずること。

- 12 景観の調査について、風力発電設備の視認性は樹木の繁茂状況により変化することから、樹木の繁茂期及び落葉期を調査時期に設定すること。
- 13 対象事業実施区域及びその周辺には、指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地等が存在しており、風力発電設備の設置や道路の拡幅工事、送電線の設置等により、これらに重大な影響を及ぼすおそれがあることから、影響を回避又は極力低減するよう、風力発電設備の配置等を十分検討すること。
- 14 風力発電設備の設置及び道路の拡幅工事等により生じる残土について、その発生量や処分の計画、盛土量等を明らかにし、周辺環境に及ぼす影響を検討すること。
- 15 累積的な環境影響について、対象事業実施区域周辺における他事業の情報収集を行い、予測及び評価の結果を環境影響評価準備書に反映すること。
- 16 事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。
- 17 事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係市町村及び地域住民等の意見を踏まえること。

また、対象事業実施区域及びその周辺における関係法令等による規制状況を踏まえて、関係機関等と調整を十分に行い、準備書以降の環境影響評価手続を実施するとともに、環境影響評価法で開催が義務付けられている説明会を活用するなどし、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明や意見交換を行うこと。